

第 6 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成30年1月9日
2、招集場所	御嵩町役場 第1委員会室
3、開会	午前9時30分
4、会議に付された件名	
議第19号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第20号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第21号	農用地利用集積計画の決定について
議第22号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第23号	平成30年御嵩町賃借料の提供について
報第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 渡 辺 一 直 書 記 井 上 美佐子
6、会議録署名者	12番 山口由美子 委員 13番 木村博子 委員
7、欠席議員	無
議 長	ただ今の出席委員は14名で定数に達していますので、これより第6回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、12番山口由美子委員、13番木村博子委員を指名します。
議 長	それでは、議第19号 農地法 第5条 第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局 朗読）
7番田中委員	1号事案について、7番 田中委員 説明願います。 申請地の場所は愚溪寺のすぐ東隣で、向陽中学校体育館の町道を挟んだ真北に当たる場所です。この申請地南側には、住宅及び離れの建っている宅地があり、今回譲受人がそれらとともに取得したいとの申請です。南側二筆は宅地で、北側二筆は農地となっている、合計四筆の土地及び住宅の売買にかかる事案です。 転用の目的は、当該住宅の庭として一体利用地として使用したい旨の申請です。 申請に当たり、県知事宛誓約書、境界を接する農地の所有者お二人の隣地承諾書、申請にかかる各種届出書類について確認しました。

7 番田中委員	<p>転用によって生ずる付近の土地の概要、とりわけ周辺農地への影響の有無については、12月22日の現地確認により行いました。</p> <p>現地確認の結果、周辺農地に与える影響は極めて少なく、かつ、当該農地を農地として維持していただく事はそれほど合理性がないものと判断して差し支えないものと考えます。</p> <p>以上から、1号事案の申請内容に問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、7番 田中委員 説明願います。</p>
7 番田中委員	<p>申請地の場所はあゆみ館の真北で、顔戸のゴルフ練習場の北東約200mの地点で、長瀬地区の一番南西の地点です。この地点の南はすぐに新木野、西は顔戸北になります。</p> <p>転用目的は自己倉庫敷地として利用したいとのことです。</p> <p>当事案の申請地は、譲受人が平成3年に農業用倉庫を建築し倉庫敷地として利用しています。当時無許可転用であるとは全く認識されておられなかったのですが、平成13年に町による測量が行われ、その結果倉庫の一部が当該農地にかかっていることが判明し、農地所有者との間で売買交渉を重ねてこられ、この度農地所有者との間で売買の合意に達したことから是正のため申請されるものです。</p> <p>この23㎡と、隣接する自己所有地83.76㎡、併せて106.76㎡を農業用倉庫敷地として一体利用地としたい旨の申請です。</p> <p>申請に当たり、県知事宛誓約書、北側農地の所有者の隣地承諾書、今回の申請にかかる各種届出書類、無許可転用に対する始末書の提出を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる土地の概要、とりわけ周辺農地への影響の有無については、12月22日、現地確認により行いました。現地確認の結果周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、第1種農地に位置付けられていますが、転用目的が農業用倉庫であるため、許可は可能であります。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって2号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 20 号 農地法 第3条 第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可についてを議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局 朗読)</p> <p>1号事案について、9番 鍵谷委員 説明願います。</p>
9番鍵谷委員	<p>申請地は、洞公民館から南へ約200mです。</p> <p>譲渡人は高齢であり、また、申請地は譲受人所有の田と割田となっているため、譲受人へ譲渡するものです。</p> <p>譲受人の農地の保有状況は、田5,045㎡、畑1,368㎡です。</p> <p>農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しています。</p> <p>世帯員、営農計画等を確認し、また現地も確認いたしましたが、問題ないと思っておりますので、皆様の審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>続いて 梅田委員 現地の状況等 説明願います。</p>
梅田委員	<p>12月中ごろ、譲受人から連絡があり、申請内容、現地等確認しました。問題ないと思っております。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>次に 議第 21 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と</p>

議 長	<p>します。</p> <p>事務局 朗読願います (事務局 朗読)</p>
議 長	<p>本来、1 議案ごとに説明、質疑、採決を行いますが、今回の議題については 21 件の事案がございます。事務局の許可がいただけましたら、上之郷、御嵩、中、伏見の 4 地区ごとにまとめて採決を取らせていただけないか、と思いたしますがいかがでしょうか。</p> <p>《委員異議なし》</p>
事務局次長	<p>承知いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、1 号事案、2 号事案について、今井委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
今井委員	<p>1 号事案については、12 月 22 日農業委員の山口さんと現地確認を行いました。</p> <p>申請地の周囲は電柵が張られていますが、農地は草が生えていました。ただ、借人は自然農法をやっているため、適正であると思われまます。</p> <p>2 号事案についても、12 月 22 日に現地確認を行いました。周辺農地と同様、電柵が張られ適正に管理されていまして、問題ないと思いたます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>1 号事案、2 号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 1 号事案、2 号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>次の 3 号から 10 号事案は 5 番 青木委員に関係しますので、5 番青木委員は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(5 番 青木委員 退席)</p> <p>3 号から 10 号事案について、平田委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田委員	<p>3 号事案から 9 号事案については、田中委員と、10 号事案は須田</p>

平田委員	委員と、12月14日に現地確認を行いました。
議 長	いずれの農地も適正に管理されており、問題ないと思います。
事務局次長	質疑に入ります。質疑ありますか。
議 長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	それでは採決に入ります。
	3号事案から10号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって3号事案から10号事案は可決しました。
	審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)
	次の11号から19号事案は 7番 田中委員に関係しますので、7番田中委員は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7番 田中委員 退席)
	11号から20号事案について、伊左治委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
伊左治委員	12月26日に田中委員と現地を確認しましたが、特に問題ありません。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
事務局次長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
議 長	特にありません。
事務局次長	それでは採決に入ります。
議 長	11号事案から19号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって11号事案から19号事案は可決しました。
	審議終了いたしましたので、7番 田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)
	次に20号事案の質疑に入ります。質疑ありますか。

議 長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	それでは採決に入ります。 20号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって20号事案は可決しました。
議 長	21号事案について、梅田委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。
梅田委員	12月中旬に現地確認を行いました。特に問題ないと思います。
議 長	21号事案の質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	それでは採決に入ります。 21号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって21号事案は可決しました。
議 長	次に 議第22号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局 朗読） 本事案は 私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。 亀井委員 よろしく願います。
亀井議長	会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。 それでは、1号事案について 9番鍵谷委員、15番鍵谷会長に関係します。9番鍵谷委員、15番鍵谷会長は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 （9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 退席） 質疑に入ります。質疑ありますか。

亀井議長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません
亀井議長	それでは採決に入ります。
亀井議長	1号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。
	審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員、15番鍵谷会長の着席を認め、議長を鍵谷会長と交代します。 (9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 着席)
議 長	次に、議第23号 平成30年御嵩町賃借料の提供についてを議題とします。 事務局 朗読、説明願います。 (事務局 朗読、説明)
	質疑に入ります。質疑ありますか。
7番田中委員	件数は公表されますか。
事務局	件数も併せて公表します。
議 長	ほかに質疑がないようですので、採決に入ります。
	議第23号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、議第23号は可決しました。
議 長	報第5号 農地法第3条の3 第1項 の規定による届出について事務局報告願います。 (事務局 報告)
	以上をもちまして、本日の議第は全て終了いたしました。 ありがとうございました。
	10時35分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議長

12番

13番
